

令和4年 第6回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年6月15日(水)午後2時00分
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 3名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	×	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	×	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	×			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
 農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

8番 小野 伊八郎 9番 久保田 直宏

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第10号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第31号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第36号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第37号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (8) 議案第38号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと
令和4年度最適化活動の目標の設定等について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は12名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時00分)
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 8番：小野伊八郎委員、9番：久保田直宏委員をお願いします。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和4年第5回定例総会から本日の令和4年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた4点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第10号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号7番の7案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>はい。3番委員。</p>
3番委員	<p>3番の後藤です。2番の■■■■■■■■■■さんが適合しなくなった具体的な理由を教えてください。</p>
13番委員	<p>私も同じ質問です。適合しない場合は指導等するのか可能な範囲で教えてください。</p>
事務局	<p>お答えいたします。適格法人の要件は4つの要件があります。まず法人の形態が株式会社や有限会社であること。それから議決権。そして事業要件。事業要件とは農業と農業以外の事業を行っている場合、農業における収益が全体の半分以上ないといけないというもの。それと役員要件です。今回当てはまらなかった要件は役員要件です。</p> <p>農業従事日数が150日以上の方が過半数かつ1名が60日以上農作業に従事するという要件があります。■■■■■■■■■■さんが取り扱う主な作物が飼料米であり、従事日数が10日ほどしかないため適合しなくなりました。今後の指導についてですが、市としてまた農地委員会でも協議しましたが、解除条件付き契約であれば、一般企業でも農地を利用できることから今月末までに返事をしてくださいということで指導しています。</p>
議長	<p>よろしいですか。他に質問はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>それでは、「議案第31号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは農地転用見込みについて説明させていただきます。事前に配布いたしました別冊議案書の議案第31号をご覧ください。併せて概要書1ページと図面は1ページからお開きください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和4年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p>

	<p>それでは、番号1番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>3番委員 三重の後藤綾子です。6月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、近接地で営農をしている■■■■■■■■■■から、農業用施設を建設するために譲ってほしいとの依頼があり、売買するため、用途変更をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため、農用地区域内農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるととなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第31号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。審査報告は、議案第31号の番号1番の1案件について、「転用は可能である」との報告です。これから採決します。議案第31号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第31号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。それでは、議案第32号の説明をさせていただきます。3ページの議案第32号をご覧ください。中段の提案内容より読み上げます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和4年6月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年6月16日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第32号の案件につきましては、15番委員の私に関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席します。これからの進行につきましては、14番：工藤妙子委員にお願いします。</p>

	<p>す。</p> <p>借人は、太陽光発電事業を行う法人で、再生可能エネルギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。申請地で営農型太陽光発電事業を行うにあたり、地上権の設定を行うことで話がまとまったため、申請を行ったものです。</p> <p>民法第 269 条の 2 第 1 項の規定に基づく地上権の設定であり、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 33 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 33 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 33 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>三重の久保田直宏です。6 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、平成 18 年に県の指導によりアスパラガスのハウス栽培を近隣地で始めた際、水源が必要になり、当時荒廃農地であったことから井戸ポンプを設置し利用を始めました。その後、平成 23 年より甘藷の栽培を行うようになり、年々取引数量も多くなったことから平成 27 年から甘藷の洗い場等として利用してきました。令和 4 年第 5 回定例会において、農業振興地域の用途区分変更の審議を経て、今回、違反転用箇所を是正するため、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のアの (イ) の b の農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 34 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>

事務局	<p>大分県では何カ所かあります。この会社がしているのが佐伯市の方にもあるんですが、豊後大野市ではこの営農型は初めてです。私どもも心配になって下でサツマイモを植えることができるのかと考え調べてみました。熊本県の大津町や他の地区でもケースがあります。収穫率が8割を切るようであれば指導しなさいというふうになっています。熊本については十分8割を越えています。兵庫県の宝塚市も8割を越えています。それから神奈川県の大和市は昨年8割を切ったが、今年度は8割を越える見通し。やはり、数量の関係。サツマイモや里芋、トウモロコシが主な作物です。</p>
14 番委員	<p>14 番工藤です。関連して質問があります。日照の関係が気になるのですが、高さとか何か基準があるのでしょうか。</p>
12 番委員	<p>高さは3 m以上にして、隙間が空いて光も入るようになっています。</p>
14 番委員	<p>それと元々の地主の方の■■■さんという方には■■■■■■■さんからは6万円、それと■■■■■■■■■■■■■■■■■■■からは5万円。この広い面積で年間11万円しか入らないのですか。</p>
12 番委員	<p>元々荒地でしたから。なにも使わないよりは、いいのではということになったんでしょう。</p>
事務局	<p>図面の15ページの右下に形態を載せています。高さが3 m。横が1,975m。これがパネルの大きさです。そして1.5m。これがパネルとパネルの間隔です。このようなことからかなりの斜光が入るのではないかなと考えられます。</p>
12 番委員	<p>地区審査会でも太陽光にするための口実ではという意見もあったが、よその所でも上手く成功していることも聞いたので、そのまま荒らしていくよりは良いのではということになりました。</p>
事務局	<p>それとですね、やはり地元の方のご意見というのが一番大事じゃないかなということ、中野区については集まっていたいて、そのときの議事録を添付してもらいました。それと一番今回の申請地に密接に関連しているのが開拓区というのがありまして、雨水等の関係がそこにいくということで、そこからも同意をいただけてきました。</p>
3 番委員	<p>もう一つ4番についても質問です。同じように太陽光なので心配になったのですが、雨水の設備とかがどこにあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。図面の16ページをご覧ください。3箇所申請地と書いているところがあります。その図面には記載がないのですが、右端に水路があります。</p>
3 番委員	<p>濁ったりしないですか。</p>
事務局	<p>もう使っていない水路なので問題ありません。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第35号の番号1番から番号7番までの7案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。これから採決します。議案第35号の番号1番から番号7番ま</p>

事務局	<p>での7案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号7番までの7案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第36号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号3番までの3案件をを3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。6月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡夫が農地法第4条許可を取得せずに住宅の建築を行った農地ですが、建築後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に農地はあるが、コンクリートブロック積みにより土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに住宅の建築を行った農地ですが、建築後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はなく、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法第4条許可を取得せずに駐車場及び倉庫の建築を行った農地ですが、20年以上経過しており、現況は雑種地及び宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作している農地はなく、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第36号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。</p>

<p>議 長</p>	<p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 36 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第 36 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 37 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の 5 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>はい、11 番委員。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>11 番廣瀬です。この案件というのは依頼を受け付けた後はそのままになってしまうのでしょうか。2 番の案件は非常に難しいと思われます。このような斡旋は指名されたとしても非常に困難だと思うのですがどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。この件についてですが、11 番委員のおっしゃるとおり三重の地区審査会でも議論がありました。150 万円というところが、こちらも半信半疑でした。場所については、三重の町内でも優良な農地であり、また立地場所についても市街地中心部に近いところであります。一応、今回のこの件についてはこれで受付はするけれども厳しいということは伝えてあります。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>しかし、現実的にこの金額の小作料は無理だと思います。所有者が東京とかにいて、都会と同じような感覚でこの金額を提示しているのかと思いました。このような斡旋は受けるのが厳しいと思います。地区審査会でも話があったように、無理なら無理と相手に指導すべきではないでしょうか。これでは斡旋委員の仕事は難しいですよ。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>3 番の案件も小さな棚田で機械が入らないような農地なので、機械が入れるように整備するとか、条件が悪いのであれば管理をしてもらうために逆にお金を出す。草刈りも人を雇ったら費用が高いです。そういうのを提案していかないといつまでたっても条件が悪い土地を持ったままで引き取り手がいない。そうならないためにきちんと手続きをしていただきたいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員会としては、それだけの対応をした作り手が作られるような状況にして賃貸をするとか。また、現状に合った説明を窓口で丁寧に説明をして参りたいと思っております。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>この件、なぜ私が質問するかというと、実際のところ、ある程度小作料の価格決定は農業委員会で行っている。農業委員会の方から小作料の説明をしてこのようなことにならないようにしていただきたい。</p>

14 番委員	14 番の工藤です。受け付けたことによって所有者は農業委員会に任せたと考えている。今の点については11 番委員の意見はもっともだと思います。
11 番委員	相手がこの価格ですと言ってきても、農業委員会の中で良い土地がこれくらいですという条件的なことはわかっているはずで、そこは指導していただかないと、なんでもかんでも受け付けるというのは無理な話だと思います。ある程度交渉できるようなものでなければ無理です。
議 長	ということになれば、この斡旋。この2 番は今一度考え直すということではよろしいでしょうか。斡旋と言っても、無理難題な、現実的にそぐわないものであれば、この農業委員会で受け付けることができないということで回答しようと思います。まず3 つあるので1 つずつ採決します。その前に他に意見はありませんか。
5 番委員	5 番の小野です。2 番の件ですが、これ理由が小作人から返されたためだけの理由になっています。3 番のように、怪我をしたため耕作できなかったので返されたというように、理由をはっきりしていただきたいです。もしわかれば書いていただいた方が斡旋するのにも、3 番委員がおっしゃったように農機具を入れるところが狭いとか、詳しく書いていただいた方が良いのではと思います。
14 番委員	14 番の工藤です。2 番で小作人から返されたためと書いてあるが、前の小作人はいくら払っていたのでしょうか。
11 番委員	そういうことになる。前の人が高くて返したのか。米の値段を考えたら法外な値段。ここで審査するよりかは、地区審査会で無理なら無理とすべき。
議 長	それでは、よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。
	[ありません]の声あり
議 長	質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。 斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。 それでは、番号1 番及び番号3 番の2 案件を、9 番：久保田直宏委員と19 番：伊藤睦雅委員にお願いします。 次に番号2 番の1 案件は受け付けることができないということを賛否を以て決めたいと思いますので挙手の方をお願いします。受け付けることができないということで賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員ということで、この2 番の案件については受け付けることができないということで決めたいと思います。なお、番号1 番と番号3 番の2 案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。 次に、「議案第38号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは説明します、事前に配布しています別冊議案書をご覧ください。

	(議案書のとおり、朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、決定を求めるということで、ただいま事務局より説明がありました。これより質疑を許可します。
4 番委員	4 番の木村です。2 つあります。7 ページの農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、事務処理がなされなかったという理由があってこれを対応方針で督促を実施とありますが、みなさん最終的に出していただいているということですのでよろしいのでしょうか。提出がないまま終わっているところもあるのでしょうか。
事務局	お答えいたします。これは、昨年度の実績であります。まだ今 13 法人全てについて提出があるわけではありません。ただ、4 月以降に何件か提出されたものもあるので、最終の分については、またこちらから指導していくつもりであります。
4 番委員	わかりました。そしてもう一つの質問ですが、9 ページの 2 番の農家農地の概要のところの一番下の表で、田が 4,070。畑が 1,080。合計が 6,080 となっていて合計が合わないのですが何か理由があるのでしょうか。
事務局	すみません。畑が 2,010 です。
4 番委員	わかりました。
議 長	他に質疑はありませんか。
	[ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。 これから採決します。「議案第 38 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 38 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定されました。 これをもちまして、令和 4 年第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。 (とき、午後 3 時 50 分)

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 8 番委員 小野 伊八郎

〃 9 番委員 久保田 直繁

